

「憲法のつどい」当日の様子

会場：山瀉中学校 体育館



衆議院本会議を想定

模擬国会のテーマ

「実名報道禁止法案

(新聞やテレビなどのマスメディアは逮捕された容疑者の名前を報道することができなくなります。

(ただし、選挙や政治に関する罪には適用されません。)」について説明。



まず、法案反対派からの主張

- ・犯人の実名を国民に知らせないことは、憲法 21 条によって保障されている知る権利を侵害している。
- ・表現の自由と知る権利は、憲法で保障されている人権のなかでも、特に重要視されており、権利を制限するときでもできるだけ制限しないようにしなければならない。 など

次に、法案賛成派からの主張

- ・ひとたび実名が報道されると、長い間、過剰な社会的制裁を受け、プライバシーを侵害されることがある。
- ・実名報道を禁止することで、犯罪の疑いをかけられた人や、罪を犯した人に対する過剰な社会的制裁を防ぐこと及び、プライバシーを保護し、加害者が更生をしやすくなる。 など



皆さん真剣に
聞いています





再び、法案反対派からの主張

- ・ 私人によるネット上での加害者についての詮索、実名拡散が起こる恐れがある。
- ・ 実名報道が禁止され、情報の解像度が下がると、記事が売れなくなると考えられる。収益が見込めないため、報道機関は真面目に調査をしなくなり、報道の質が下がることが懸念される。 など

最後に、法案賛成派からの主張

- ・ 実名報道で、メディアが「推定有罪」で報道することは、逮捕の時点で容疑者を犯人とみなすことに他ならず、このような報道は無罪推定の原則、憲法 31 条、13 条の趣旨に反するもの。
- ・ 裁判員裁判において、一般国民である裁判員は、容疑者段階でなされた情報によって、判断してしまうおそれがある。 など



賛成・反対について理由までしっかり考え、挙手で投票を行いました。



議長

「投票の結果を報告いたします。」

法案は反対多数で否決



総括

「賛成反対、どちらが正しいかではなく、**大事なものは両方の意見を聞き、しっかりと考えることです。**」



新潟大学法学部の皆さん、ありがとうございました！